



JFSTA NEWS

NO. 09-007

2009. 12. 25

目 次	
漁場造成・再生用資器材の技術評価について…… 1, 4(別紙)	
会員カードの作成状況について……………3	企画ツアーは延期に…………… 3
水産庁研究所長OB会事務局……………3	全漁連による製品認証フロー……………4

漁場造成・再生用資器材の技術評価について

理事長 原 武史

われわれが一般社団法人全国水産技術者協会を立ち上げてから、早いもので1年余が経過しましたが、その間の主な仕事は日常的に事務所の機能を維持することを除くと、水産庁の提案公募型あるいは総合評価方式による課題募集に応募してきたこと等をあげることができます。設立当初の考え方からすれば、われわれがこれまでに蓄積してきた知識、技術と経験を生かして、水産業の発展に貢献することを目的としているので、それに要する資金は水産庁をはじめ(独)水産総合研究センター等の官からの調達を考えていたことは、全会員の偽らざる気持ちであったと言ってよいでしょう。しかし、現実には厳しく天下り禁止、公益法人への委託費等の削減という世間の波を一般社団法人も公益法人と同じようにかぶってしまったといっても過言ではなく、われわれは3課題に応募しましたが、残念ながら採択されるまでには至りませんでした。

われわれの協会を水産庁はじめ皆さんが温かく迎えてくれるだろうという甘えがあ

ったこと、評価項目として事業実績が問われていること、採択結果をみると以前からの受託先が受託していること等があったことは否めないようです。

事業実績が問われるとなると、新しく誕生したわれわれの協会としては、水産庁から受託するためにはまずどのような実績を作るかを真剣に考えなければならないこととなります。この方法としては既存の公益法人や企業等と手を組んで、提案者の一人として加わることが考えられます。官からの事業の受託に依存するという甘えの体質は、当協会の周囲をめぐる情勢からも時代錯誤であり、この体質を改める努力が求められています。

当協会のように資金はないが知識、技術と経験がある団体は、その知恵を生かして新しい道を開拓することも考えなければなりません。全漁連の幹部とたまたま意見交換をする機会があり、その折漁業の現場では藻場造成等を行う場合に、いろいろな材料が使われているが、これが本当に有効か、

その場で生産された水産物は食品としての安全が担保されているか、風評被害が起こる心配はないのか等については全く保証されていない、ということが話題となりました。これまで水産用資器材のうち水産用医薬品については薬事法によって、製造から販売までが規制されており、利用者を保護する一方で食品としての安全性は担保されています。しかし、漁網防汚剤やのりの酸処理剤については、法的な規制はないものの全漁連がそれなりの基準を設けて、審査登録して推奨品を使用させるような取り組みが行われています。

漁場造成・再生用に用いられる資器材については、土木建設学的な見地からその強度をはじめとする建設資材としての試験は行われており、公益法人による認定も行われていますが、水産生物に対する安全性、使用した時の有効性、食品としての安全性等生物サイドから見た評価が行われた事例はないと承知しています。藻場の造成に有効、有用と標榜するからには、水産生物に対する安全性についての検討を、漁場という水産物の生産の場に使用されることから、食品として摂取したときに問題はないのかについて、事前にチェックしておく必要があると考えられます。

漁場造成・再生用資器材の利用技術については、どのような機関で、どのような方法で評価するか等について、いろいろ議論を進めてきた結果として、当協会が技術評価のための委員会を立ち上げ、この審査結果を全漁連に通知し、全漁連から推奨する形で推し進めるのが適当であるとの結論に達しました。そこで協会としても会長の了解が得られましたので、別図に示すような取り組みを始めたところです。

このなかで当協会としては申請料の名目で申請者から一定の金額の納入を受け、これによって委員会を設置して技術評価を行

うこととしています。

このように技術評価の仕組みはできましたが、申請料を企業等から受領することとなると、その根拠となる協会内の規程が必要となります。そこで先般「漁場造成・再生用資器材の技術評価に関する規程」(案)を作成し、理事会を開催して(定款第29条2項による電磁的記録による)、理事・監事全員の賛成を得て制定されたところです。

この規程の内容としては、申請者は製品ごとに申請書(製造所の名称、登録しようとする品名、原料及び配合量、製造方法、使用方法、期待される効果、貯蔵方法、有効期間、規格及び検査方法、その他)に加えて、添付すべき資料(開発の経緯、物理的、化学的試験、安定性に関する試験、生産管理に関する資料、安全性に関する資料、実海域における試験、食品としての安全性に関する資料、その他)等を製品開発を行った者に求め、これらの資料をもとに各分野の専門家より構成する「漁場造成・再生用資器材利用技術評価委員会」に諮り、利用技術としての認否を審議することとしています。

その他この規程では委員会の評価結果を受けて、当協会が製品の利用技術を登録すること、登録の有効期間は3年間とすること、その間に申請者が準備し登録更新時に提出する資料等についても決めることができるようになっていきます。特に、水産生物に対する安全性については、魚類、貝類、甲殻類、海藻類、植物プランクトンに対する急性毒性試験のほか、さらに、クラゲ、赤潮生物、アオサ等水産業にとって有害な生物の繁殖を助長する恐れがないかの試験も課しています。

しかし、これらの試験資料のすべての提出を一時に求めることは時間的、経済的に困難であることから、申請時と登録更新時に順次試験資料の提出を求めることとしました。また、海域で使用して不都合が生じ

た場合の登録を取り消す規定、製品の製造、管理、販売等に関しては、製造する者がすべての責任を負うことも明記しました。

この規程の制定を受けて新日本製鐵株式会社から、海水中に二価鉄を安定的に長期間供給することにより、藻場造成に有用とされる「ビバリーユニット」、藻場造成の基盤となるほか、藻類の着生を助長するとされる「ビバリーブロック・ビバリーロック」の2製品の技術評価申請書が提出されました。現在、事務局の段階において、申請書および添付資料等細部の詰めを実施しており、年明けには委員会に諮りたいと考えています。

当協会が誕生して1年余を経て初めて受託できた仕事をどのように実施するかについては、会員の皆さんのご意見を十分に伺ってから実施することが最良と考えています。しかし、意見交換の場を設定することも時間的に不可能なので、取り敢えず今回の申請を消化するための規程を定める必要があることから、「業務受託規程」、「受託業務実施規定」、「技術専門員規程」、「旅費規程」、「手当等規程」を制定するため、再度電磁的記録による理事会を開催して諮ることとしています。

このようにして当協会の初めての受託業務がスタートしますが、協会誕生満1歳で企業から受託できたことは、役員をはじめ会員に将来への希望を与えるものであり、どんな苦勞をしてもこの業務を成功させなければならないと考えています。この仕事の出来栄によって自ずから次の仕事の受託に結びつくものと信じていますが、役員だけが仕事をするということではなく、会員一人ひとりが参画することが重要と考えていますので、このような業務に興味を持っている会員がいれば、準備段階からでも委

員会開催時からでも積極的に参画していただければと願っています。会員の皆様方からの積極的な参画と支援を期待します。

~~~~~ 会員カードの作成状況について

前号の会報でお知らせした正会員の皆さまの技術者データベースについて、10月1日付で様式をお送りしました。

本日までに30名の正会員の皆さまから記入済みの登録カードを受領し、コンピュータへの入力を済ませました。技術者データベースの第1歩が進みました。まだ回答をいただいている正会員からのご連絡をお早めをお願いします。(担当：中添純一)

~~~~~ 企画ツアーは延期となりました

前号の会報でご案内した協会初の企画ツアー「奄美で400Kgのクロマグロを見てみよう」にご応募をいただきありがとうございました。

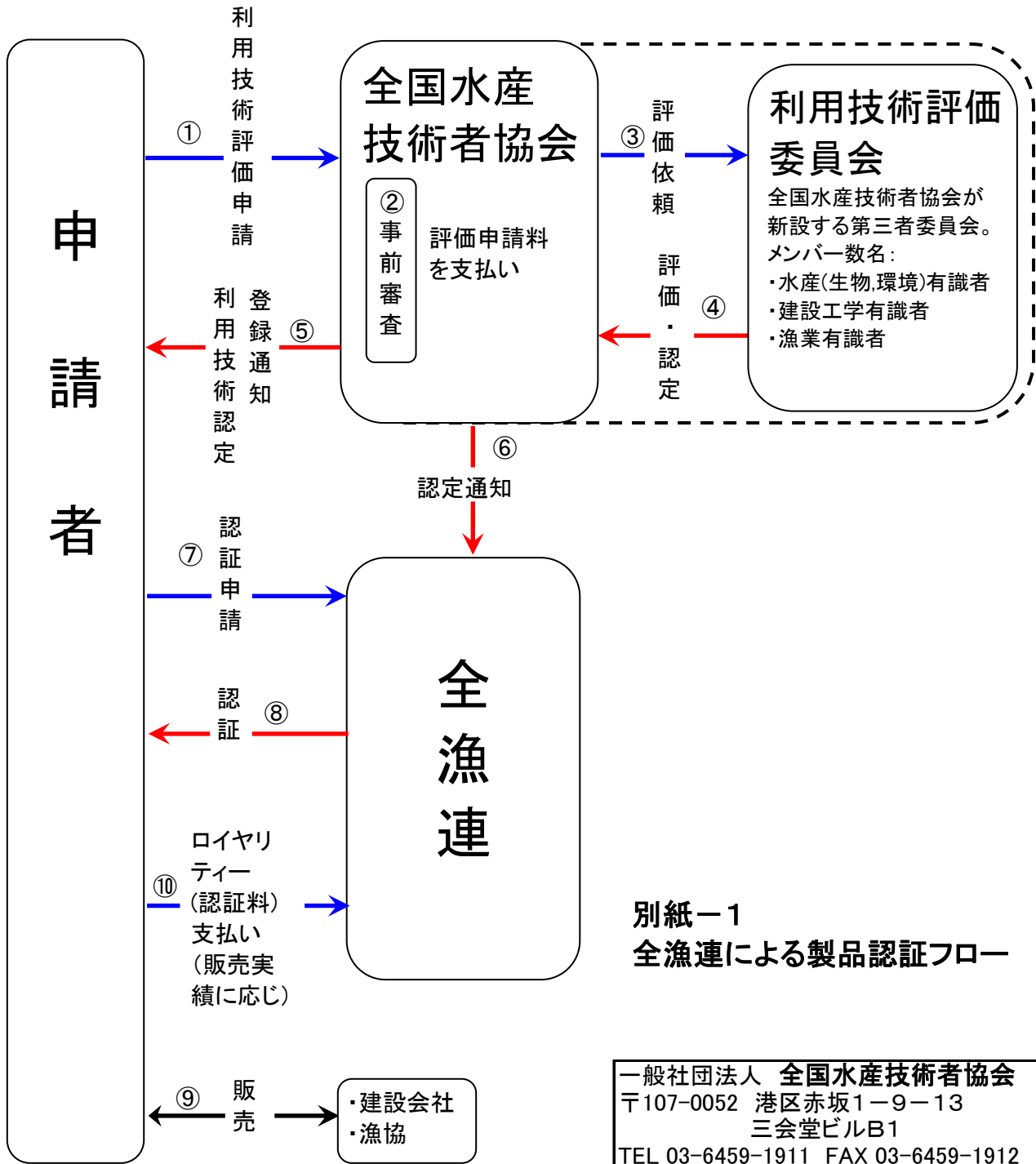
実施に向けて日程を調整しましたが、残念ながら参加者数が企画ツアーの成立条件に満たない状況となりましたので、今回のツアーは見送りといたしました。熱心にご応募をいただきました会員の皆さまには申し訳ありませんでした。

企画ツアーの次回の実行計画については更に検討をいたしますが、訪問先の業務の都合と、天候などを考慮しますと、秋が最も適切な時期となります。(事務局)

~~~~~ 水産庁研究所長OB会事務局

川口会長のご了解をいただき、所長OB会事務局の連絡先としてJFSTA事務局の住所を使わせていただくことになりました。コピー代等の経費は実費で支払うという条件付きです。ご承知置きください。

(所長OB会会長：原、事務局長：嶋津)



一般社団法人 全国水産技術者協会
〒107-0052 港区赤坂1-9-13
三会堂ビルB1
TEL 03-6459-1911 FAX 03-6459-1912
E-mail zensuigikyo@jfsta.or.jp
URL <http://www.jfsta.or.jp>

事務局便り

当協会が設立されてから早いもので1年余が経過しましたが、事務所等を維持管理するための経費をいかにするかが当面の課題でした。しかし、当協会の事業として漁場造成・再生用資器材の利用技術の評価し、認定する事業がスタートしましたので、この申請料等の収入を得ることができました。これで事務所を維持できますが、より安定的な事業収入を得られるよう努力しなければと思っています。

協会の運営は事業収入と会費収入によって賄われていますが、設立の目的としている水産業界に貢献するには、全体のパイを大きくしなければならず、来年以降会員の獲得と外部資金を導入する努力を、全員で進める必要があると思っています。皆様、どうぞ良いお年をお迎え下さい。